

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月17日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金918,500円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年4月3日

(2) 事故発生場所

米子市赤井手地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、車庫から発進する際、前方の安全確認が不十分であったため、使用貸借契約により和解の相手方から借り受けている車庫のシャッターに衝突し、同シャッターを破損させたものである。